

平成24年2月24日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館11階特別会議室

交通政策審議会海事分科会

第30回船員部会

議事録

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
審議事項	
平成24年度船員災害防止実施計画について	1
報告事項	
船員派遣事業等フォローアップについて	3
3. 閉 会	5

【出席者】

(委員及び臨時委員)

公益代表 落合委員、竹内委員、石塚委員、今津委員、河野委員

労働者代表 立川委員、田中委員、藤澤委員、森田委員

使用者代表 五十嵐委員、小比加委員、小坂委員、三木委員

(事務局)

国土交通省 若林参事官

海事人材政策課 河村海事人材政策課長、久米雇用対策室長、林企画調整官

運航労務課 山本運航労務課長、柳澤安全衛生室長

海 技 課 岩月海技課長

開 会

【林企画調整官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第30回船員部会を開催させていただきます。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中13名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。まず「資料1、交通政策審議会への諮問」、「資料1-1、平成24年度船員災害防止実施計画について」、「資料2、船員派遣事業の実施状況について」、以上でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。落合部会長、司会進行をお願いいたします。

審議事項 平成24年度船員災害防止実施計画について

【落合部会長】 それでは、早速、審議に入ることにいたしまして、最初の審議事項であります平成24年度船員災害防止実施計画につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【柳澤安全衛生室長】 運航労務課安全衛生室長の柳澤でございます。

平成24年度船員災害防止実施計画に関する諮問案件について、ご説明させていただきます。

添付している資料は、資料1が諮問文です。別紙に実施計画、全文27ページございます。その次に資料1-1として、概要1枚を添付しております。

本議案の審議については、交通政策審議会及び海事分科会より本船員部会に附託していただいておりますので、本日の会議でご了承が得られれば、4月以降の新年度の計画として公表を行わせていただきたいと存じます。

船員災害防止実施計画は、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき、国土交通省は5年毎に船員災害防止基本計画を策定し、これに基づき各年度毎に具体的な船員災害防止実施計画を作成しております。現在、平成20年度～平成24年度までの第9次基本計画の期間中であり、今回諮問いたします平成24年度実施計画は、第9次基本計画の最終年度となっております。

船員災害防止活動については、各船舶所有者の皆様、船員の皆様の自主的な活動を基盤

として、国、船員災害防止協会、関係団体等の関係者が連携しながら例年活動を行っております。これまでの皆様の努力により、昭和42年の船災防法の施行以降、死傷災害や疾病の発生率は順次下がっておりますが、近年その減少割合が鈍化してきているところであります。

また、陸上労働者と比較いたしますと、船内生活や、船内活動の特殊性等により、災害発生率はまだ高いものとなっております。今後も、一層の取組みの促進を図っていかねばならない状況にあります。

船員の災害疾病の発生状況は、平成22年度について、船員の千人当たり死傷災害発生率が10.9、疾病発生率が9.9と、対前年比でそれぞれ2%減、15%減となっております。船員災害の業種別の発生状況は、千人当たりの死傷災害発生率について、一般船舶が8.3、漁船が15.3、その他船舶が6.7。疾病について、一般船舶が12.1、漁船が8.9、その他船舶が8.0となっております。

この実績を踏まえつつ、平成24年度の災害疾病の減少目標を、死傷災害については、対前年比、一般船舶4%減、漁船15%減、合計10%減、疾病については、一般船舶1%減、漁船3%減、合計2%減と決めました。平成24年度は、第9次基本計画の最終年度ということもあり、基本計画期間5ケ年の目標を達成するための目標値としております。

具体的な実施内容といたしましては、死傷災害の主たる原因となっている「転倒」、「はさまれ」の防止対策、発生した場合に死亡につながるおそれの多い海中転落の防止対策、高年齢船員の増加による死傷災害の防止対策、インフルエンザやノロウイルスの感染症及び生活習慣病対策、海難等による死傷災害の防止対策を重点対策として掲げるとともに、安全衛生管理体制の整備、死傷災害の防止、感染症及び生活習慣病の対策等を主要な実施事項として列挙させていただいております。

また、新たな対策として2点追加いたしました。

1点目は、放射線情報の収集等でございます。昨年の東日本大震災、原発事故を受け、国土交通省において震災直後より各種放射線情報の提供を海事関係者に対して行っております。これを活用して、船舶所有者が船員の健康管理について、適切な対応を実施することを決めました。

2点目は、熱中症の予防対策でございます。熱中症は、夏期の炎天下の高温多湿な環境の場所での作業において、体温調整の機能が低下し、体調を害し、あるいは重い脱水症状に至り、さらには死亡災害に至ることもあるものでございます。対策として、こまめな、

水分・塩分の補給、異常を感じたら日陰で休む等をすることを定めました。

本計画の実施にあたっては、各地方運輸局及び関係団体では、船員災害防止実施計画に基づき地方毎に実施計画策定の上、船員災害防止月間の活動をはじめとして各種取り組みが実施されることとなります。

船員労働安全衛生月間につきましては、例年9月に船舶所有者、船員、船主団体、労働組合、地方運輸局、船員災害防止協会、地方船員労働安全衛生協議会、日本海員掖済会病院、船員保険病院等の関係者の皆様と一緒に、協力、連携して実施しております。実施計画本紙25ページに平成23年度の第55回船員労働安全衛生月間の実施状況について記載いたしました。平成24年度におきましても、関係委員の所属機関の皆様のご協力を賜りながら、災害防止に向けた取り組みを進めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願いたします。

最後に、来年度は5年計画としての第10次船員災害防止基本計画を策定する年となっておりますので、その際にはご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【落合部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、特にないようですので、国土交通大臣から諮問146号をもって諮問されました件ですけれども、これを諮問された案のとおりとすることが適当であるとの結論としてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【落合部会長】 それでは、本件につきましては、諮問された案のとおりとすることが適当であるという結論にいたしまして、これを海事分科会会長に報告をすることにいたします。

報告事項 船員派遣事業等フォローアップについて

次の議題ですが、これは報告事項で船員派遣事業等フォローアップについてというものでありますが、これにつきましても事務局からご説明をお願いします。

【久米雇用対策室長】 雇用対策室長の久米でございます。

船員派遣事業の実施状況でございますが、資料2を2枚めくっていただいて、実施状況をフォローアップしている会議があります。ここに書いてあるとおり、フォローアップ会議は平成17年4月から実施している船員派遣事業制度の導入に当たり、官労使によるフォローアップの場を設けるということで、平成17年7月に設置され、年2回、半年に1回開催されて、今年の、先月27日の開催が14回目となるところでございます。委員のメンバーの皆さんについては、ここに記載しているとおりでございます。

フォローアップにおける報告事項でございますが、派遣事業者へ各地方運輸局が監査に入って、その内容についてご報告し、それぞれ問題点等について議論をしていただいているところでございます。

監査については、基本監査、この部会において派遣を許可することが適当であるということで、答申いただいた事業者に大臣より派遣業の許可を出して、許可後3カ月を目途に監査に入ります。その場合、派遣業を行っていない事業者も派遣業を行っている事業者もいるわけですが、基本監査というものは派遣業を行っていない事業者で、ちゃんと事務所が設置されているか、看板がちゃんとあるか、派遣許可書がちゃんと提示されているか等の基本的なことを監査いたします。それにあわせて、派遣業も行っている場合は、それに上乗せして全体監査ということで派遣業のそれぞれ法に定められた必要な処置がきちっとされているかどうかなど、派遣されている部分で違法性はないか等の監査を行っております。

それから、平成17年に制度が入りまして、許可後3年たちますと、更新制度ということで、更新した事業者がおります。それから、更新した事業者についても監査に入るということで、大きくいえばこの3つの監査を実施しております。なお、基本監査を行って派遣業をやっていなかった事業者の場合、派遣事業を開始しましたよという報告が来たら、再度全体監査に入るということで、実施事業者については監査をすべてやっているという状況でございます。

今回の内容ですが、今年の、前月1月現在で許可事業者は228事業者でございます。そのうち、廃止した事業者が23、更新をしなかった事業者が13で、有効な派遣事業の許可を持っている事業者は192事業者です。

それから、昨年7月に行ったフォローアップ会議以降、監査に入ったものについてまとめてご報告をしました。許可後の監査事業者は5事業者、そのうち4事業者は派遣業をまだ行っていない事業者で基本監査のみ、その1事業者は派遣業を行っていますので、全体

監査を行いました。平成20年6月以降の更新事業者147事業者のうち18事業者について昨年の後半に監査を行っております。今回は、合わせて23事業者の監査を実施したところです。そのうち派遣業を行っている事業者は10事業者、それから派遣を行っていない事業者、基本監査のみの事業者は13事業者でした。

資料の2枚目の2と書いているところに戻っていただきまして、監査の結果、船員職業安定法に基づく是正指導について行った部分については、10事業者中4事業者について、派遣先から派遣元に対して派遣船員ごとの就業日、労働時間等の報告が書面で行われていなかった。書面で行うように義務づけられているわけですが、電話とか、それから必要な部分の記載が漏れいてた等がありまして、それらは指導し、それは既に是正されております。

それから、3ポツでございますが、船員労働安全衛生規則に基づく教育訓練でございますが、教育訓練を行った場合について、派遣元が行った場合、派遣先に通知するよう義務づけておりますが、1事業者については、通知は行っているものの、その記録が残されていない等々の違反事例といたしますか、不備事項がありましたので、これも指導して是正したと。

以上、4事業者と、教育訓練の1事業者でございますが、基本的には記載事項の漏れ等の軽微な違反ということで、指導で是正されているという状況をフォローアップ会議で報告したということです。

以上でございます。

【落合部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

閉 会

それでは、特にないようですので、そういたしますと、予定した議題はすべて終了ということになります。それでは、特段何かご発言がありましたらと思いますが、何かございますか。大丈夫ですか。

それでは、次回の部会の日程等も含めまして、事務局のほうへお願いします。

【林企画調整官】 次回の部会の日程でございますが、議題があれば、3月23日金曜日の14時からを予定しておりますが、追ってご連絡させていただきますので、よろしく

お願いします。

事務局からは以上でございます。

【落合部会長】　　そうしますと、第30回の船員部会はこれで終了ということにしたい
と思います。お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —